

創成川水再生プラザ第2処理施設雨水ポンプ井水位計ほか修繕業務 仕様書

1. 業務目的

創成川水再生プラザの第2処理施設 No.1 雨水ポンプ井水位計と、高度処理施設 No.2 次亜塩貯留タンク水位計が故障しているため、部品の交換と調整を行うものである。

2. 業務場所

創成川水再生プラザ

札幌市北区麻生町8丁目1番15号

3. 履行期限

令和8年3月19日 まで

4. 業務内容（詳細は別添図面のとおり）

- (1) 水位計交換 1 式
- ・検出器、検出器専用ケーブル交換 2 組

- (2) 試運転・調整 1 式

5. 留意事項

- (1) 作業に当たっては、施設運営の支障とならないよう留意し、搬入及び作業方法を検討したうえで業務担当職員と日程調整を行うこと
- (2) 実際の作業日程については、天候等の事由により変更することもあるので余裕をもって計画すること
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり作業の手順並びに仮設計画や緊急時における連絡体制などについて、業務主任の承諾を得なければならない。
- (4) 不明点については業務担当職員と協議のうえ進めること

6. 資 格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有するものが行わなければならない。

7. 提出書類（様式は業務担当職員と打合せること。）

- (1) 業務履行前までに
- ・業務代理人指定通知書 1 部
- (2) 完了時
- ・完了届 1 部
 - ・作業報告書 1 部

(3) 随時

- ア 業務工程表
- イ 業務写真
- ウ 打合せ議事録
- エ その他

業務担当職員の指示により提出する。

8. 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

9. 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

10. 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその「主たる部分」などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。なお、「主たる部分」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 作業方法の決定及び技術的判断

前述の「主たる部分」以外については、専門業者への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について事前に委託者へ「再委託承諾依頼書」を提出し、承諾を受けなければならない。

また、受託者は、業務全体の品質管理、安全管理、再委託業者の調整、指導監督等すべての面において主体的な役割を果たすこととする。

11. 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴って副産物が発生した場合には、これらを分別し、委託者の指定する場所に保管しなければならない。

なお、本委託業務で発生した有価金属については、受託者が保管場所である「厚別水再生プラザ 貯留施設（厚別区厚別町山本645番地18）」まで運搬すること。

12. 「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」を遵守し、大気汚染防止法第 18 条の 15 第 6 項、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 11、石綿障害予防規則第 3 条の 1 及び 2 に基づき本業務の履行前に、アスベスト含有建材の有無の事前調査を行うこと。令和 8 年 1 月 1 日以降着手の業務については、工作物石綿事前調査

者等の資格者が事前調査を行うこと。令和8年1月1日以前着手の業務においても、資格者による事前調査が望ましい。事前調査の結果はアスベスト含有建材の有無に関わらず業務担当職員へ書面で説明すること。また、事前調査結果の札幌市への報告が必要な業務については、原則、国の「石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>)」を通じて報告すること。詳細は札幌市ホームページ「アスベスト（石綿）関連情報」(https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/index.html) を参照すること。

13. 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練